

上田市建設工事に係る請負契約代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

平成19年12月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）の請負者が売掛債権担保融資保証制度を利用する場合において、上田市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により市長が行う請負契約代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、約款第31条第2項に規定する検査に合格した建設工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 請負代金が1億5,000万円を超える工事
- (2) 債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(譲渡人及び譲受人)

第3条 請負契約代金債権の譲渡人は、売掛債権担保融資保証制度を利用しようとする請負者（以下「譲渡人」という。）とする。

- 2 請負契約代金債権の譲受人は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関（以下「譲受人」という。）とする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡できる請負契約代金債権の額は、請負代金から、既に支払をした前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 契約変更により、請負代金に増減が生じた場合には、債権譲渡担保契約証書及び債権譲渡承諾依頼書の金額は変更後の金額とする。
- 3 請負契約代金債権の一部譲渡は、これを認めないものとする。

(承諾の依頼)

第5条 債権譲渡をしようとする請負者は、工事が完成した日以後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 2通
 - (2) 譲渡人と譲受人が締結した債権譲渡担保契約証書の写し 1通
 - (3) 譲渡人の印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。） 1通
- 2 前項に規程する書類の提出は、持参によるものとする。

(依頼書等の受理)

第6条 市長は、前条の規定による債権譲渡承諾依頼書等の提出があったときは、次に掲げる要件を審査の上、これを受理するものとする。この場合において、市長は、必要があると認める

ときは、債権譲渡承諾依頼書の補正等必要な指示を行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書に記載してある請負者・債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が、工事請負契約書と一致していること。
 - (2) 請負者・債権譲渡人の実印が、印鑑証明書（発行日から３月以内のものであること。）と一致していること。
 - (3) 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがなく、かつ、第４条に定める譲渡債権の範囲を満たしていること。
 - (4) 請負代金、支払済みの前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が第４条に規定する譲渡債権の範囲と一致していること。
- ２ 依頼書等の受理は、執行担当課（以下「所管課」という。）で行い、受理後、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。

（債権譲渡の承諾等）

第７条 債権譲渡の承諾は、完成検査合格後とし、債権譲渡承諾書（別記様式）によりこれを通知するものとする。

- ２ 債権譲渡の承諾は、上田市事務処理規則（平成１８年規則第１１号）の規定に基づき、債権譲渡額が３,０００万円以上の場合は副市長、５００万円以上３,０００万円未満の場合は部長、５００万円未満の場合は所管課長の専決事項とする。

（債権金額の請求）

第８条 譲受人は、第４条に規定する譲渡債権の請求をしようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾書の写し
- (2) 債権譲渡担保契約証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（留意事項）

第９条 譲渡人のかし担保責任、その他請負契約に基づき市に対して負う債務は、請負契約代金債権が譲受人に譲渡された後においても、なお存続するものとする。

（補則）

第１０条 この要領に定めるもののほか、債権譲渡に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成１９年１２月１日から施行する。

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

(甲) 譲渡人 住所
(請負者)
氏名 様

(乙) 譲受人 住所
(金融機関)
氏名 様

(丙) 譲受人 住所
(信用保証協会)
氏名 様

年 月 日付けで依頼があった下記工事における請負契約代金債権の譲渡については、本件に係る上田市建設工事請負契約書第 5 条第 1 項ただし書きの規定により承諾する。
なお、譲渡人のかし担保責任、その他請負契約に基づき市に対して負う債務は、請負契約代金債権が譲受人に譲渡された後においても、なお存続するものとする。

記

- 1 工事名
- 2 譲渡金額

上田市長 印

確定日付印欄